

社会福祉法人白井市社会福祉協議会
令和8年度 事業計画(案)

I 経営理念

本会の経営理念に則った経営を着実に実行します。

- 1 住民参加・協働による地域福祉の実現をめざします。
- 2 地域における利用者本位のサービスの実現をめざします。
- 3 地域に根ざした総合的な支援体制の実現をめざします。
- 4 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みに弛みなく挑戦します。

II. 基本方針

- 1 急速に進展する高齢社会等の生活環境の変化に対応するため、第5次白井市地域福祉活動計画（以下「第5次計画」という）に示す「めざす姿」の実現に向けて、第5次計画のプランへの取り組みを着実に推進します。
- 2 多様化する住民の福祉ニーズや生活課題を的確に捉え、マッチングを行い、その解決に向けて迅速に取り組みます。
- 3 生活圏域に根ざした地域ネットワークの更なる充実と、住民主体の支え合い活動の拡充支援に努めます。

III. 重点項目

1 財務健全化に向けた取り組み

安定した法人運営を進めるため、財務の健全化に向けて徹底した経費の削減と自主財源の充実に努めます。また、本会の組織、経営、事業の状況について、市民や行政に「見て納得」が得られるような見せ方について調査、研究を行います。調査・研究を経て、「中期経営計画」の策定及び「地域福祉事業定量評価」の早期導入をめざします。

2 第5次白井市地域福祉活動計画の推進

令和8年度は、第5次白井市地域福祉活動計画の初年度となるため、白井市第3次地域福祉計画（行政計画）との整合性を念頭に、着実な計画の推進を図ります。

3 指定管理施設の運営充実

福祉センター（老人福祉センター、青少年女性センター、就労継続支援B型事業所みのり）の第6期（令和8年度～10年度）指定管理期間がスタートします。新たな指定管理期間に入ることから、事業計画を基本とした管理、運営により更なるサービスの充実を図ります。また、福祉センターを居場所や集いの場と位置付け、世代を超えた利用者の交流の場とします。

4 地区社協活動の充実

令和7年度に、七次台小学校区地区社協の拠点が七次台小学校内に整備され、市内9小学校区全ての拠点の整備が完了しました。各拠点を活用した小地域での福祉活動を活性化し、「住民主体の福祉ネットワークづくり」を推進します。また、地区社協を市社協の行う心配ごと相談所のサテライトと位置づけ、住民が身近な場所で相談できる体制を整備します。

5 個別支援の充実と体制整備

相談事業の一層の充実を図るとともに、多様化、複層化する住民の生活課題の解決に向けて、個別支援の充実に取り組みます。また、日常生活自立支援事業の実施にあたっては、関係機関と連携を図り、利用者の生活の安定につなげます。また、高齢化が進む中、今後の利用拡大に対応できる体制を整備します。法人後見人等として、成年後見制度への着実な取り組みを進め、被後見人等に対して十分な支援ができるよう体制整備を進めます。また、市や関係団体等と連携して、認知症高齢者や障害者の権利擁護の充実を図ります。

6 災害ボランティア体制の充実

大規模災害に備え、市と連携した「災害ボランティア活動に関する協定」および「災害ボランティアセンター支援に関する協定」を締結した市内10団体との協働による災害ボランティアセンター立上げ訓練等を継続的に実施します。

Ⅳ. 見直し・検討を必要とする事業

- 1 各グループの実態を把握し、着実に事務事業が推進できる事務局体制の整備を検討します。（検討）
- 2 赤い羽根共同募金の配分金の使途について、寄付者・協力ボランティア及び住民に対し、より理解を得やすい予算配分を検討します。（見直し・検討）
- 3 福祉センターの指定管理者として、令和8年度からの3カ年の管理運営を通じて、令和9年度の長寿寿命化工事（1年間）以降の指定管理者制度への取り組みについて検討します。（見直し・検討）
- 4 地区社協については、白井市のまちづくり協議会が順次整備されてきていることから、地区社協の役割を明確化し、連携と協働へ向けて一定の方向性を模索します。（検討）
- 5 国においては、日常生活自立支援事業の拡充と身寄りのない高齢者への新たな支援制度の検討が進められていることから、既存事業の体制強化と新しい事業の創設に向けて調査・研究を行います。（見直し・検討）

Ⅴ. 新規・拡充を必要とする事業

- 1 第5次白井市地域福祉活動計画（令和8年度から令和17年度）がスタートするこ

とから、計画に基づいて事業を推進します。

- 2 成年後見事業の受任者拡大に努めます。
- 3 一人親世帯、生活困窮者に向けたフードサポートマッチング事業については、地域の店舗、企業と連携を強化し、食料の調達先の拡充に努めます。また、利用者への支援加えて、食品のフードロス削減にも寄与します。
- 4 第40回白井市社会福祉大会の実施方法及び内容の検討を行います。
- 5 キャラクターふくまるに関するグッズ等を製作販売し、住民への認知度を高めます。

Ⅵ. 実施事業

1. 事業推進体制

- (1) 経営会議（会長、副会長、事務局長） 必要の都度開催
- (2) 理事会（理事10人、監事2人） 3・5月の他、必要の都度開催
- (3) 評議員会（12人） 3・6月の他、必要の都度開催
- (4) 評議員選任・解任委員会（5人） 必要の都度開催
- (5) 部会（組織強化、事業推進、地区社協） 必要の都度開催
- (6) 委員会組織の運営 必要の都度開催
 - ① ボランティアセンター運営委員会
 - ② ふれあい食事運営委員会
 - ③ 社協しろい編集委員会
 - ④ 成年後見運営委員会
- (7) 社協活動の広報・啓発・普及
 - ① 第40回白井市社会福祉大会の開催（令和9年2月予定）
 - ② 広報紙「社協しろい」の発行（年4回／1回12,500部）
 - ③ 刷新したホームページによる最新の情報伝達
 - ④ 社協や各事業等パンフレットの作成と設置場所の拡大
 - ⑤ 自治会等へ出向いての出前講座「こんにちは社協です」の実施
 - ⑥ キャラクター「ふくまる」の有効利用
 - ⑦ 住民に向けたボランティア・地区社協活動等への参加呼びかけ
- (8) 財政基盤の強化
 - ① 会員増強・会費増収の取り組み
 - ② 寄付文化の醸成
 - ③ ファンドレイジング導入の検討
- (9) 共同募金運動の推進
 - ① 赤い羽根共同募金運動の推進
 - ② 戸別・法人等のほか街頭募金活動の実施
 - ③ 千葉県共同募金会が進める電子マネーを活用した募金手段への取り組み（検討）
- (10) 情報公開の推進および情報管理の徹底（セキュリティー強化等）
- (11) 苦情解決における体制整備
- (12) 個人情報および特定個人情報保護の徹底
- (13) 専門家による適正な税務申告
- (14) 専門家による適正な人事・労務管理
- (15) 業務継続計画（BCP）の作成

2. 総合相談運営事業

- (1) 心配ごと相談事業
 - ①一般相談（月 1 回）
 - ②弁護士相談（毎週水・金曜日のうち月 2 回）
 - ③相続・税務相談（原則、毎月第 3 水曜日）
 - ④司法書士相談（原則、毎月第 1 金曜日）
- (2) 相談員研修、常勤相談員会議等の実施
- (3) 住民ニーズに沿った相談支援体制の検討

3. 日常生活自立支援事業【県社協受託】

- (1) 専門員、生活支援員による福祉サービス利用援助、財産管理サービス、財産保全サービスの実施
- (2) 事業の広報・周知
- (3) 事業推進のための専門員、生活支援員研修の実施

4. 貸付事業等

- (1) 生活福祉資金貸付事業【県社協受託】
- (2) 臨時特例つなぎ資金貸付事業【県社協受託】
- (3) 不動産担保型生活資金貸付事業【県社協受託】
- (4) 緊急小口資金等特例貸付債権管理事務【県社協受託】
- (5) 民児委員児童委員救済資金貸付（市社会福祉課と連携）
- (6) 生活困窮者に対する食糧支援（フードバンクちばと連携）

5. 成年後見事業

- (1) 成年後見人等の業務
- (2) 事業の広報・周知
- (3) 成年後見運営委員会の開催（定例年 2 回）
- (4) 関係機関と連携した権利擁護支援の取り組みを推進
- (5) 市が進めている中核機関設置に関する連携・協力

6. 地域福祉推進体制の整備・支援

- (1) 地区社協活動拠点の整備・支援
- (2) 地区社協の活動助成・管理体制の支援
 - ①地域福祉連絡会議による地域課題の共有及び取り組み
- (3) 地域連携事業の立案・実施（地域の組織づくりの支援等）
- (4) ふれあいいきいきサロン助成事業の実施

- (5) 第5次計画の推進
- (6) 「お元気見守り事業」(電話訪問)の推進支援

7. 在宅福祉サービス事業の推進

- (1) まごころ(ホームヘルプ)サービス事業
- (2) 車いす貸出事業
- (3) ふれあい食事業(年3回実施)

8. 地域包括ケアシステムへの参加

介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 指定事業者として「訪問型サービスA」を実施
- ② 住民ニーズに対応するため、ヘルパー(担い手)を確保

9. 生活支援体制整備事業【市受託】

- ① 生活支援コーディネーターを配置し、協議体の運営支援、担い手の育成等を実施
- ② 「たすけあい活動」の充実に向けた組織づくりへの支援

10. ボランティア活動の振興

(1) ボランティアセンター事業の充実

- ① ボランティア活動の相談及び依頼の受付と活動の調整
- ② ボランティア登録の促進
- ③ ボランティアコーディネーターの資質向上
- ④ ボランティア活動の場を開拓
- ⑤ ボランティアグループへの活動支援
- ⑥ ボランティア情報の収集と情報の提供
- ⑦ ボランティア活動保険、行事保険加入手続きおよび事故対応
- ⑧ ボランティアセンター運営委員会の開催

(2) ボランティアの育成

- ① ボランティア養成講座・研修会等の実施
- ② 活動者に対する良好な環境づくり

(3) 福祉教育の推進

- ① 市内小・中学校及び高等学校の実施する福祉総合学習への協力
- ② 福祉サマースクールの実施

③ 児童・生徒の赤い羽根共同募金街頭募金活動への参加協力の呼びかけ

(4) 災害ボランティア体制の整備

- ①災害ボランティアセンター運営マニュアルによるシミュレーション等の実施
- ②災害時における市とのボランティア活動の協力
- ③住民への周知および理解促進
- ④災害協定を締結した事業所及び企業との連携強化

(5) ボランティアの組織化と活動支援

- ①ボランティアの組織化及び活動支援
- ②民間助成事業等の情報提供

(6) 障がい児（者）等への支援

- ①障害者施設との連携
- ②ノーマライゼーション理念の啓発

(7) 子育てサポート

- ① どんぐり広場の充実
- ② 保育ボランティアの充実

(8) いきいきボランティア事業の推進【市受託】

- ① ボランティア活動の相談及び依頼の受付と活動調整
- ② ボランティア登録の促進
- ③ ボランティアコーディネーターの資質向上
- ④いきいきボランティア指定施設との連携
- ⑤活動場所の拡大や内容の周知

(9) 関係団体との連携・協働・支援

- ①ボランティア連絡協議会への支援および連携
- ②しろい市民まちづくりサポートセンターとの連携
- ③地区社会福祉協議会との連携・協働・支援
- ④NPO法人、民間企業等との連携
- ⑤企業等に対して社会貢献活動に対しての理解と協力を依頼

(10) 福祉用具、図書類の管理・貸出

①福祉用具、視聴覚資料の管理および貸出

11. その他福祉事業

- (1) 視覚障害者用「声の広報」CD作成活動への支援
- (2) 交通遺児見舞金事業【県社協受託】
- (3) ふるさとまつり会場でのチャリティーバザーの開催
- (4) 市民活動との連携による「まちぼうひろば」の開催
- (5) フードサポートマッチング事業の実施

12. 地域福祉センターの管理運営【指定管理者】

- (1) 団体活動室等の予約、貸出業務
- (2) 団体活動室等の利用促進
- (3) 団体活動室等の適切な管理
- (4) 団体活動室等の有効活用の促進

13. 老人福祉センターの管理運営【指定管理者】

- (1) 施設管理運営業務
- (2) 貸館業務の実施
- (3) 各種講座の開催
- (4) 福祉センター情報紙「清戸の杜」の発行（月1回）
- (5) 「福祉センターフェスティバル」（サークルの成果発表の場）の開催
- (6) 各種相談（健康生活相談・スマホ相談）や市との連携
- (7) 個人利用者やサークル、高齢者クラブへの活動支援と連携
- (8) 個人利用者に対しての利用促進とサービスの向上
- (9) 浴場施設の活性化及び安全対策の充実
- (10) 就労継続支援B型事業所みのりとの合同事業・イベントの開催

14. 青少年女性センターの管理運営【指定管理者】

- (1) 青少年女性センターの管理運営業務
- (2) 貸館業務の実施
- (3) 青少年、女性、男性を対象とした各種講座の開催
- (4) 「福祉センターフェスティバル」（男女共同参画イベントの共催）の開催
- (5) 各種相談や市との連携
- (6) こころのcafé（対人関係で悩む若い女性のための居場所づくり）

の開催

- (7) 男女共同参画事業、講座の実施
- (8) 障がい者対象生涯学習講座の実施

15. 就労継続支援B型事業所みのりの運営【指定管理者】

- (1) 個別支援計画の作成、利用者・保護者面談の実施
- (2) 就労に必要な知識、技能向上の訓練の実施
- (3) 就労機会の提供および生産活動の機会の提供
 - ①自主製品の安定生産
 - ②受注作業の安定的な確保
 - ③工賃の向上
 - ④施設管理作業
 - ⑤市役所敷地内の除草作業【受託】
- (4) 求職、就職活動及び職場定着支援の実施
- (5) 施設外就労支援として、梨農家での作業を実施
- (6) 利用者への虐待、身体拘束防止等に対する適切な対応
- (7) 利用者の状態把握と健康管理
- (8) その他必要な訓練、支援、相談、助言等
- (9) 各種会議の開催
- (10) 福祉センターとの合同事業・イベントの開催
- (11) 関係機関との連携